

## 江津市告示第15号

### 江津市ホームページ広告掲載取扱要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、江津市広報媒体への有料広告の掲載に関する要綱（平成20年江津市告示第14号）に定めるもののほか、江津市ホームページ（以下「ホームページ」という。）における広告物の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告は、広報媒体への広告掲載基準（平成20年3月7日江津市施行。以下「掲載基準」という。）に適合するものでなければならない。

第3条 掲載する広告の形式等については、別表のとおりとする。

#### (広告主の募集及び広告掲載の申し込み)

第4条 広告掲載を希望する広告主（広告主に当該広告掲載に必要な手続き等を委託された者を含む。以下「広告主等」という。）の募集は、ホームページ及び市広報紙への掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告主等は、江津市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、市長に申し込むものとする。

#### (広告掲載の承認)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申込書の提出があったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果を広告主等に広告掲載承認決定通知書（様式第2号）又は広告掲載不承認決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

#### (広告物の作成及び経費負担)

第6条 広告主等は、広告物の原稿を掲載基準及び別表に従って作成し、市長に提出するものとする。

2 広告物の原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

#### (広告掲載料)

第7条 広告の掲載料については、市長が別に定める。

2 広告主等は、広告掲載料を指定する期日までに納付しなければならない。

3 市長は、納付の確認後、広告を掲載するものとする。

(広告内容の変更)

第8条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が関係法規や社会秩序に反しているとき、若しくはその恐れがあるとき、又はこの告示等に抵触していると判断したときは、広告主等に対して、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の承認の取り消し)

第9条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく広告の承認を取り消し、又は掲載した内容を削除し、もしくは掲載を一時停止することができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付及び広告原稿の提出がないとき。

(2) 前条の規定による広告内容の変更を広告主等が行わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、ホームページへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主等は、書面による申し出により、広告掲載を取り下げることができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主等の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りではない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

広告物の形式	掲載する広告物は、バナー広告又はテキスト広告とする。
掲載期間	広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。
掲載位置及び枠数	広告を掲載する位置及び枠数は、市長が指定する。
サイズ等	掲載する広告物の規格は、原則として次に掲げる基準によるものとする。 (1) サイズ 縦60ピクセル×横180ピクセル (2) 容量 5KB以下 (3) 画像形式 GIF、JPEG、PNG
禁止表現	次に掲げる表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをし、又は誤解を与えるおそれがあるため、掲載しない。 (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」等のボタン (2) アラートマーク（注意を引くための矢印ボタン等） (3) ラジオボタン（意思表示をするために使うボタン） (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの） (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）
市の掲載情報との区別	次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。 (1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの (2) 市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業と誤解しやすいもの
色調	広告物の色調については、次に掲げる基準によるものとする。 (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用する時は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこと。 (2) 閲覧者の目への負担にならないものを使用すること。 (3) ホームページ全体の調和を損なわないようにすること。
解像度	広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
聴覚的方法の併用	視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げ機能を付加するため、バナー説明用の文字データも備えること。
優先掲載順位	広告の掲載は、公共性、地域性の高いものを優先的に掲載するものとし、その優先順位は次のとおりとする。 (1) 公社、公益法人その他それに類するもの (2) 市民の日常生活に関連する公共性の高い企業等 (3) 前2号に掲げるもの以外の企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの (4) その他企業又は自営業等 (5) 同順位の中では掲載希望月数の多いものを優先する。 (6) 同順位の申込希望者が多数の場合は申込順とする。